

但、銀山ノ儀ハ會計官ニ属シ、有司出張支配致候ニ付、打合可申候事、

〔官中日記〕 慶応四年五月二十四日

京極飛驒守（他略）

但馬国生野銀山ヲ除ノ外、丹後久美浜県ヘ合候様被

仰出、銀山ノ儀ハ會計官支配ニ被 仰出候ニ付、為心得申達候事、

尚以生野領分等、当春以来預有ノ諸藩ハ、早々久美浜知県事ヘ引渡可申事、

〔豊岡藩記〕 慶応四年八月二十四日

京極飛驒守

其藩人数 桂御所御警衛申付置候処、被免候、左候テ右人数ノ儀ハ、京都御警衛トシテ残置候様、更ニ相達

候事。

八月

軍務官

右ニ付、残置候兵員相伺候処、兵隊十六人、隊長其外付属ノ役人差残候様、御答有之候事。

〔公議所日誌〕 明治元年九月十二日

行政官

議員姓名、官記等ニ散見スルモノ百二十四藩、各家ニ問ヒ得ル所百藩、人員合計二百三十五人、今其上申書ヲ省キ、姓名ヲ左ニ録ス。

（中略）

公議人姓名

豊岡藩 山崎豊太郎

（下略）

〔太政官日記〕 明治二年六月二十二日

豊岡藩主京極高厚飛騨守(中略)ニ、其版籍奉還ノ請ヲ聽

シ、更ニ其藩知事ニ任命ス。

三 天領その他の知行地

1 鎌田村支配の変遷

〔御領主御代々治世年数記録〕 足立六左衛門氏藏

但馬城崎郡豊岡御城主御代々治世年数記録

宮部善浄(善祥房継潤)坊法印様

天正八(徳)辛辰・同辛巳年、治世二歳

木下助兵衛(尉)様

同十壬午・十一癸未、治世二歳

尾藤久右衛門(知定)様

同十二甲申・十三乙酉、治世二歳

明石左近頭(尉史)様

同十四丙戌・十五丁亥・十六戊子・十七己丑・十八庚

寅・同十九辛卯、文祿元壬辰・二癸巳、治世九歳、

福原右馬佐様(直高)

同四乙未、慶長元丙申・同二丁酉、治世三歳、

杉原伯耆守様(長男)

同 吉兵衛様

此御兩代年数不分明、一記ス右殿様後伯耆守様ト申候、

同(慶長)三戊戌ヨリ十九年寅子(甲寅)、元和元乙卯ヨリ九癸亥迄、

寛永元甲子ヨリ二十未、正保元甲申マデ、

此御兩代ノ内、治世四十七年ノ内ナリ、則後伯耆守

様御娘子御貴人有リ、御國様ト申、此御子竹中左京様

ト申、九千八百石御取被成候、

杉原帶刀様

御子帶刀様御養子聳ニテ、御知行半分立、但川西老方

石御取被成候、

同(正保)二乙酉ヨリ卯年(慶安四年)、承応元壬辰マデ、治世八年、正保

二ヨリ承応元マデ川ヨリ東老万石タリ不申候ニ付、六

地藏村半分添申候、

(京都町奉行^上上方) 御代官 五味金右衛門様

但、八年ノ内、川東ノ分御支配、

右、承応元年(承応二年十月)ニ帶刀様御死去ニテ御子無之、御跡絶申

候、是ヨリ川西共御領、

(上方) 御代官 五味備前守様

御家老 島又右衛門・吉田太郎衛門

同二癸巳・三午、明暦元未(中)・二(酉)・三、万治元戊戌・同

二己亥、

五味備前守様御子三人有

惣領金右衛門様・二男藤九郎様・三男小才治様

世 近

是リ(ママ)、五味藤九郎様、金右衛門様後乱気、

同三子、寛文辛丑(元)・二寅・三卯、

五子・六丑・七寅(但是まで百三十二年)、正徳元辛卯・二辰・三巳、治世四十年、

御代官 彦坂平九郎様

同四甲辰・五巳・六午・七未・四年ノ内 御支配、

京極修理様

京極伊勢守様

同八申・九酉・十戌・十一亥・十二子、延宝元丑、治

世六歳、

京極甲斐守様

同二寅(三月十八日)・三卯・四辰・五巳・六午・七未・八申、天和

元辛酉・二戌・三亥、貞享元甲子・二丑・三寅・四卯、

元禄元戊辰・二巳・三午・四未・五申・六酉・七戌・

八亥・九子・十丑・十一寅・十二卯・十三辰・十四巳

・十五午・十六未、宝永元甲申・二酉・三戌・四亥・

同四甲午(七月二十九日)・五未、御改号加賀守ト御被成候、同六申七月年号替り、享保元申年・二酉・三戌・四亥・五子・六丑、此年六月十三(日)、加賀守様御清去被遊候、御子共(世)

様御兄弟・小福土肥之助様(カ)・弟大吉様、但治世八年、同六丑八月三日御家督無相違、土肥之助様へ被仰付候、

但シ八月九日土肥之助様御發駕被遊、江戸へ御参府被遊候、

七寅・八卯・九辰・十巳・十一丙午、此年九月十二日

土肥之助様御清去被遊候、御幼少ニテ御清去被遊候付、不被及御沙汰候、大吉様実ノ御弟ニ候間、新規老万五

千石被仰付、尤年内ハ御拜知ノ訳相知不申候、

同十二年御料ニ成り、正月二日御代官平岡彦兵衛様(天坂代官・生野代官所預り)

大坂ヨリ御越被遊、十一日ニ郷村御請取被成候テ、彦

兵衛様^(後筆)在々町中共、御支配被成、同廿五日老方五千石

ノ郷村、彦兵衛様・豊岡御役人様方へ御領ニテ御引渡

有之、残り村々ハ御料付被成候、彦兵衛様廿五日ゆ島^(湯)

へ御越被成、豊岡御茶屋御役所ニ被成候、^(湯島陣屋)

同十三申・十四酉、此年七月平岡彦兵衛様御替リ被遊

候テ、江戸ヨリ千種清^(大坂代官)右衛門様御越被遊、御支配被遊

候、

同十五戌年七月、千種清右衛門様御替リ被遊候テ、小^(丹)

泉市^(後・湊宮代官)大夫様御支配被仰付、

則、丹後湊御役所付、鎌田組八カ村御支配所ニテ、下

宮村ヨリ森組田結村マデ十四ヶ村ハ御預所ト被仰付候、

川西ハ生野付被成候、

同年十二月保木左太郎様御支配所被仰付、城崎郡五拾

ヶ村共不残、作州土井御役所付ニ被成候故、当郡ノ義

ハ湯島御役所へ御手代様御一人デ御勤御用向被仰付候、

「湯島」岡田庄大夫様^(後筆)

同亥年ヨリ丑年まで三年支配、^(享保十六年)^(十八年)

「享保十六子ヨリ生ノ役所ニ成ル」^(後筆)^(野)

御代官生野御陣屋

小林孫三郎様^(四)

同寅ヨリ元文四年末迄六ヶ年御支配、但し午年朝来郡^(元文三年)

強訴有之候、元文五申年御三人様御預り、

石原清左衛門様^(美濃國笠松郡代)

延田庄九郎様

千種清^(大坂代官)右衛門様

右御三人様老ヶ年御預り、

生野御代官 堀江清治郎様

寛保元酉年ヨリ延享二丑年迄五ヶ年御支配、

御代官丹後久美浜御陣屋

滝川小右衛門様

但し八月十五日久美浜着被遊候、
(延享三年)

明和三戌ヨリ安永二年迄八ケ年、

今井平三郎様御支配
(久美浜代官)

午三月久美浜ニテ御死去被成候、
(安永三年)

御代官 生野御役所

小野左太夫様

寛延二巳年ヨリ未年三ケ年御支配、
(宝曆九年)

生野御代官 平岡彦兵衛様

備中倉敷御代官 万年七郎右衛門様

右御両所様、安永四未正月廿九日御引渡、

宝曆三酉ヨリ同五亥迄三ケ年、

(久美浜代官) 佐々木新十郎様御支配
(佐)

同六月迄御預り、

(久美浜) 御代官 万年七郎右衛門様御支配

同六子ヨリ十辰迄五ケ年、

(久美浜代官) 大野左右衛門様御支配
(佐)

未申二ケ年、安永四未年六月廿八日備中倉敷御陣屋ヨリ丹後久美浜御陣屋着被成候、安永六年酉八月六日大阪浜屋敷へ御越被成候、御取箇、(以下欠字)、

同十一巳ヨリ明和二酉迄五ケ年、

(久美浜代官) 志村新左衛門様御支配

(久美浜) 御代官 真野惣重郎様御支配

五ケ年、安永六年酉八月ヨリ御支配、天明元丑年迄、

右、惣重郎様去ル亥年ヨリ御不快ノ所、後ハ御中氣ノ様ニ被為成、御歩行無御叶、天明元丑御退役御頼被遊、同年七月御退役被仰付、其ノ跡ハ、大坂御代官青木^(之)枔五郎様当分御預リ、同年七月八日枔五郎様ヨリ四郎^(眞野)左衛門様御引渡被成候、残所惣重郎様御義天明元丑十一月五日御死去被遊候、御法名奉慈光院殿申候、

天明丑ヨリ同九申年迄八ヶ年ノ間

御代官 眞野^(久美浜)四郎左衛門様 御支配

天明八申ノ年十月ヨリ寛政元酉年へ懸リ老ヶ年眞野^(マコ)御

代官様、稲垣^(生野)藤四郎様・備中倉敷御代官菅谷弥五郎様、

右御二方様御預リ所、同年八月ヨリ久美浜、

御代官^(久美浜) 野村権九郎様、

寛政元酉八月ヨリ享和元酉年迄、

御代官^(久美浜) 塩谷大四郎様御支配

享和酉年ヨリ文化十酉年迄御支配、

御代官^(久美浜) 田口五郎左衛門様 御支配

文化十酉年三月廿八日より文化十三子年十二月廿一日

御引渡、

御代官^(久美浜) 平岡彦兵衛様 御支配

文化十三子十二月より文政五年午四月二日久美浜御発

駕、

御代官^(久美浜) 蓑 笠之助様

文政五年八月十八日久美浜御着、

本^(久美浜) 芳賀右内様

〃 森喜三郎様

御手付 中川正作様

世 近

手代 福長吉太郎様

” 石井啓兵衛様

” 森稻五郎様(之)

御用人書役兼帯

八戸藤吉様

森恵重郎様

山下助三郎様

中川奥蔵様

御代官(久美浜) 和田主馬様

天保三辰十二月廿七日御引渡、

元ノ 奥野新三郎様

岩瀬良蔵様(露助)

清水為助様(作)

右三人様辰十二月廿三日久美浜御着被遊、

同廿七日御引渡、

永山半助様

天保四巳正月十九日久美浜御着被遊候、

高木周蔵様

同三月廿七日七ツ時、御代官御着被遊、

御手代 柏木茂八郎様(眞吾)

生野御代官様 大草太郎左衛門様

天保十三寅九月十五日御引渡、

本ノ 百瀬慎助様

中田様(甚平)

小田切様

田中様

小川様

右(天保十三年)八寅九月十五日ヨリ(天保十四年)卯正月十日迄御支配、

(張紙)

ノ享保十二未年上知初年ヨリ
 天保十二丑年迄、豊岡町上中下米三段平均
 ノ天保十三寅年ヨリ卯辰 豊岡蔵米直段
 三ヶ年 四割五分安改法
 ノ弘化二年巳ヨリ 願ハ四割五分下ケ
 弘化四未ヨリ

御代官 岡崎兼三郎様
(久美浜)

天保十四年卯正月十日ヨリ御支配、弘化四未迄四年、

元ノ 久保寺欣兵衛様

加判 浅井甚助様
(豊)

長沢半三郎様
(平)

村井左太郎様
(佐)

木村金蔵様

林三平様

江戸詰 鈴木直三郎様
(吉)

内海貫治様
(英作)

左藤八平様
(佐)

針谷豊三郎様

岡田栄助様
(野)

西上良平様
(山)

久美浜御代官 増田作右衛門様

右弘化四年未年ヨリ嘉永六年丑年迄七ヶ年、

久美浜御代官 寺西直治郎様
(次)

嘉永六丑年ヨリ安政元寅年迄貳ヶ年、

久美浜御代官 鈴木大太郎様

安政貳卯年ヨリ安政五年迄四ヶ年、

本ノ 宮部潤八郎様

工事方 山崎音太郎様
(公)

岩淵鏡之助様

ち、旧出石部分)

小 物 成	家数・人数	社 寺	施設など
石 茶代・米 .104 山手・〃 .551 楮役・〃 .146 桑代・真綿 169匁 糠藁代・銀 18匁15	25軒 110人 (男 66人 女 44人)	荒神社	立石という石、村内 にあり。 足縄役・銀3匁
茶代・米 8.809 山手・〃 1.652 楮役・〃 .168 桑代・真綿 957匁6 糠藁代・銀 15匁8	53軒 226人 (男 127人 女 99人)	中島大明神社 社人・森七右衛門 社領・34石900 大森大明神社 慈等寺 山伏・千快	定引・糶料 2石300 ・庄屋給(不記入) ・肝煎給5石718 枝村・小林
茶代・米 1.248 山手・米 .838 楮役・米 1.028 桑代・真綿 185匁4 糠藁代・銀 27匁55	46軒 200人 (男 96人 女 104人)	盛重寺	
茶代・米 1.312 山手・〃 .356 楮役・〃 .204 桑代・真綿 743匁2 糠藁代・銀 15匁8	46軒 195人 (男 92人 女 103人)	天神社 荒神社 八大荒神社	枝村・鍛冶屋 (神無シとは荒地に 付、小出様時代に 除地)
茶代・米 .702 山手・米 1.263 桑代・真綿 1貫103匁9 糠藁代・銀 37匁96	68軒 290人 (男 146人 女 144人)	有庫大明神社 社人・尾崎文助 荒神社など小社7社 雲沢寺	鉄砲 1 枝村・寺カワ
茶代・米 3.041 山手・米 .331 桑代・真綿 1貫465匁 糠藁代・銀 44匁7 楮役・米 .069	65軒 89人(ママ) (男 151人 女 138人)	八幡宮社 末社・若宮社、稲荷 社 荒神社	鉄砲 1 枝村・田和
茶代・米 .201 山手・米 .360 桑代・真綿 362匁3 糠藁代 16匁9	19軒 84人 (男44人(ママ) 女42人)	(不記入)	
茶代・米 1.449 山手・米 .753 楮役・米 .378 桑代・真綿 806匁4 糠藁代・銀 36匁97	52軒 234人 (男 126人 女 108人)	(不記入)	
山手・米 .309 桑代・真綿 373匁			元禄5年ごろ、鉄屋 十郎兵衛沢開き。 } (長谷村本村分と倉 見村分は旗本小出 知行で記入なし。)

(2〔出石封内明細帳〕のうち1)

(豊岡市域分のう)

村名	村 (元高・改出・合計)	高 石	内 訳	免 率	控 除	新 田
立石村	元	198.141	屋敷 2,717	6ツ897	麻畑 .189 庄屋屋敷 1,664 田荒 66.403	古新田 3,879 新発 2,245
	改	90.309	麻畑 819 田 276,147			
	計	288.450	畑 8,767	4ツ		
三宅村	元	501.736	屋敷 13,039	6ツ992	麻畑 .570 庄屋屋敷 2,769 神子 " .221	古新田 4,914 新発 .235
	改	142.030	麻畑 2,444 田 603,243			
	計	643.766	畑 25,040	4ツ6	寺 " 1,235 田荒 82,360 茶下畑 4,577	
森尾村	元	299.755	屋敷 4,199	6ツ992	麻畑 .660 庄屋屋敷 .845 寺 " (不記入)	古新田 2,446 新発 .372
	改	37.608	麻畑 2,860 田 315,068			
	計	337.363	畑 15,236	4ツ4	茶下畑 1,193	
穴見市場村	元	190.223	屋敷 4,875	6ツ1813	麻畑 (不記入) 庄屋屋敷 2,795 茶下畑 (不記入)	古新田18,581 新発 5,253
	改	3,272	麻畑 2,145 田 154,810			
	計	193.495	畑 17,620	4ツ4		
			神ナシ14,603			
奥野村	元	415.309	屋敷 8,905	6ツ384	麻畑 .789 庄屋屋敷 1,612 寺 " .507	古新田 8,938 新発 5,332
	改	49.629	麻畑 3,419 田 426,593			
	計	464.938	畑 26,201	4ツ4	神主 " .221 茶下畑 1,317	
鉢山村	元	658.314	上鉢山村	5ツ979	上鉢山村分 麻畑 .999 庄屋屋敷 .598 茶下畑 (不記入)	古新田 .098 新発 .323
	改	83.520	屋敷 9,542 麻畑 4,329 田 499,707			
	計	741.834	畑 31,282	3ツ6		
	内、上鉢山村分	544,860				
(内)下鉢山村	(上記のうち)	196.974	屋敷 1,885	5ツ776	麻畑 .366 庄屋屋敷 .520 茶下畑 .075	古新田 .104 新発 1,310 定引 堰料・米.492
	免状表		麻畑 1,586 田 179,059			
			畑 14,444	3ツ		
香住村	元	438.774	屋敷 8,320	(不記入)	麻畑 1,161 庄屋屋敷 1,742 田アレ 41,690 茶下畑 (不記入)	古新田 3,993
	改	55.666	麻畑 5,031 田 450,883			
	計	494.440	畑 30,206			
長谷村	元	42.642		"		古新田 6,153 内(田 5,371 (2ツ5) 畑 782 (1ツ5)
	改	63.978				
	計	106.620				
村倉見						

ち、旧気多郡分)

小 物 成	家数・人数	社 寺	施設など
茶代・米 .040 桑代・真綿1貫424匁 鮭川役・銀 43匁 糠藁代・銀 29匁91 鮭川運上 72匁	79軒 365人 (男186人 女 79人)	三木島大明神 牛頭天王(小社) 東楽寺(真言)	鉄砲 1 鮭18尺差上候 (鮭の「尺」は 「尾」の意) 枝村・白上
桑代・真綿 168匁7 糠藁代・銀 32匁53	51軒 197人 (男 92人 女105人)	後々所明神・三社 (弁財、昆沙門、 荒神)・山王権現 (当時、無之)・ 牛頭天王・八大荒 神・山王荒神・藤 森弁天・姫御前 (右4社当時無之)	池1カ所 村継状 (美含郡森本村へ) (届賃 1匁5分)
茶代・米 4石000 桑代(ほか)・真綿 931匁4 糠藁代・銀 32匁52	51軒 197人 (男105人 女 92人)	天神社	古御蔵1棟 新御蔵1棟 御番所 川船4艘
茶代・米 .008 山手・米 4石500 桑代・真綿4貫108匁 糠藁代・銀 60匁	103軒 500人 (男259人 女241人)	妙見社 稲荷明神(小社) 浄教寺(浄土真宗)	川船2艘 枝村・沖、木ノ宮、 新開
山手・米 1石433 桑代・真綿 62匁4 池役・銀 2匁 糠藁代・銀 32匁56	66軒 293人 (男143人 女150人)	牛頭天王 稲荷大明神(小社) 専念寺(真宗)	池2カ所 川船1艘
山手・米 2石63 桑代・真綿2貫302匁 苧畑・粟 .033 糠藁代・銀 36匁95 鮭川役・銀 2匁	80軒 348人 (男186人 女162人)	蔵王権現 牛頭天王(小社) 明元寺(浄土真宗)	枝村・今在家
山手・米 4石84 苧畑・粟 .550 桑代・真綿1貫40匁 鱒、鮎、鮭川役・銀 340匁 糠藁代・銀 21匁11	91軒 429人 (男214人 女215人)	愛痛明神(小社) 荒神(小社) 天王(小社) 浄厳寺(浄土宗)	川船3艘 運上鮎3500(尾) 毎年銀1両下され候 事 川人高213石(ヌカ・ ワラ代用捨) 枝村・市谷
茶代・米 .132 山手・米 5石500 桑代・真綿1貫162匁 糠藁代・銀 26匁4	67軒 284人 (男143人 女141人)	別に納屋 19 85 (50 35)	納屋株 上右左衛門・佐野徳 左衛門・土淵久兵衛・ 岩中孫右衛門・野々 庄茂右衛門・堀新兵 衛 湯島船15艘

(2 [出石封内明細帳] のうち2)

(豊岡市域分のう)

村名	村高 (元高・改出・合計)	内 訳	免 率	控 除	新 田
清冷寺村	元 786.240 改 414.751 計 1,200.491 (内、清冷寺分 802.968)	石 屋敷 20,501 麻畑 23,842 田 568.417 畑 190.208	4ツ4587 2ツ9	石 麻畑 5.406 寺屋敷 4.004 庄屋屋敷 .793	石 古新田 4.472
	(八社宮分) 398.023)	屋敷 9.542 麻畑 11.531 田 303.107 畑 73.843	4ツ4587 2ツ9	麻畑 2.661 庄屋屋敷 .910	
伏村	元 286.435 改 111.850 計 398.285	屋敷 7.703 麻畑 29.211 田 149.505 畑 21.834 (村高と不突合)	4ツ4587 3ツ1	麻畑 6.700 藏下 .260 庄屋屋敷 .637	古新田 4.039
	元 603.920 改 130.667 計 734.587	屋敷 16.419 麻畑 14.300 田 340.830 畑 363.038	5ツ472 3ツ3	麻畑 3.300 庄屋屋敷 .780 寺屋敷 .630 田畑荒 11.025 道場屋敷 .351	古新田 28.828
土淵村	元 302.230 改 196.432 計 398.662	屋敷 4.737 麻畑 11.765 田 183.349 畑 198.816	5ツ9787 4ツ	麻畑 2.715 庄屋屋敷 .806 道場屋敷 .156 氏神(畑) .830	古新田 45.600 阿瀬屋 83.785 古新田
	元 438.450 改 14.063 計 452.513	屋敷 16.393 麻畑 12.662 田 279.845 畑 143.613	5ツ8773 4ツ	麻畑 2.922 庄屋屋敷 1.352 寺屋敷 .234	古新田 11.181 阿瀬屋新田 (ほか) 25.659
中郷村	元 373.772 改 97.699 計 471.471	屋敷 6.344 麻畑 10.140 田 268.926 市谷分田 61.765 畑 124.296	7ツ0933 6ツ7893 3ツ5	麻畑 2.340 庄屋屋敷 .722 寺屋敷 .390 寺田畑 .858	古新田 17.858 新発 3.950
	元 301.251 改 22.030 計 323.281	屋敷 7.826 麻畑 3.861 田 152.297 畑 159.297	7ツ814 3ツ8	麻畑 .891 庄屋屋敷 1.872	古新田 119.797
	(上佐 地区村)				

黒瀬誠助様

松林太作様

田村啓助様

久美浜御代官 宮崎達治郎様

元治元子ヨリ〔後筆〕〔明治元辰〕
〔慶応四辰〕正月迄五ヶ年、同御一新、

元〔老〕松井幸作様

若旦那寅三郎様〔松元寅之助ウ〕

脇元〔堀江〕堀江三七郎様

若旦那東三郎様寅九月ニ替リ

地方 〔鈴木文之進様〕
三枝銀三郎様

工事方 金沢柔治様

御手附 藤田良三郎様〔之助〕

諸役 増井三八郎様

久美浜御代官 石神彦五郎様

安政五午ヨリ同未年迄式ヶ年、

久美浜御代官 齊藤六藏様

万延元未ヨリ元治元子〔甲子〕辛迄六ヶ年也、

御元〔第五郎〕田中様 脇元〔龍郎〕内山様

御地方 中村様〔大次郎〕御工事方 高橋様〔徹之進〕

御工事方 藤井様〔庸藏〕金沢様〔家三〕

〃 村井様〔誠太郎〕〃 岡野様〔亮次郎〕

御用人 土肥様

2 〔出石封内明細帳〕〔作表〕
出石神社蔵
〔宝曆七年以降に作成〕

〔二九四〜二九七ページに分載〕

3 倉見小出知行

(一) 〔倉見・小出家譜〕

寛政重修諸家譜卷第九百二十六

藤原氏 支流

小出

● 英本 （家綱） 初吉久 宮内 致仕号加久 小出大和守吉英が四男。母は保科弾正忠正直が女。

明暦二年八月五日はじめて、殿有院殿にまみえたてまつり、寛文六年五月十四日父吉英が遺領但馬国出石郡のうちを以て二千石の地をわかち賜ひ、寄合に列し、貞享四年七月十日致仕す。元禄三年二月三日死す。年七十一。法名加久。麻布の天真寺に葬る、のち代々葬地とす。

某 早世 万之助

某 早世 伊織

某 早世 甚五郎

女子

女子

● 英道 （綱吉） 千之助 熊千代 八十郎 宮内 実是小出備前守英安が二男。母は内藤左京大夫頼長が女。英本が養子となりて、其女を妻とす。

貞享四年七月十日家を継、寄合に列し八月七日はじめて常憲院殿に拜謁す。元禄二年四月朔日死す。年二十。法名宗頼。妻は英本が女。

女子 英道が妻。

女子 秋田伊織季孝が妻。

● 英雄 （綱吉） 織之助 主膳 実是小出伊勢守英利が三男。母は某氏。英道が養子となる。

元禄二年七月十日遺跡を継、寄合に列す。時に十二年三月十五日はじめて常憲院殿にまみえたてまつり、宝永元年正月二十三日御小姓に列す。六年二月十五日死す。年三十四。法名宗空。

● 英伴 （家継） 岩之丞 主膳 実是小出外記英陳が二男。母は六郷主馬政慶が女。英雄が養子となる。

宝永六年五月十六日遺跡を継、寄合に列す。時に十四年七月二十一日はじめて有章院殿に拜謁す。享保十三年九月八日死す。年三十。法名紹真。妻は村瀬伊左衛門房矩が女。

● 英貴 （吉宗） 鍊太郎 宮内 母は房矩が女。

享保十三年十二月十二日遺跡を継、寄合に列す。時に十七年三月二十八日はじめて有徳院殿にまみえたてまつる。二十年十一月二十四日死す。年二十。法名義円。

女子 生駒登俊民が妻。

英好 織部 兄英貴が養子。

英好 龜之丞 織部 実は英伴が二男。母は房矩が女。兄英貴が嗣となる。

享保二十年十二月二十二日遺跡を継、寄合に列す。元文二年三月十九日はじめて有徳院殿に拜謁し、延享二年九月十三日御小性組の番士となる。宝暦九年十二月十五日、年ごろ怠りなくつとめしにより、黄金一枚をたまふ。十年三河国岡崎城を松平周防守康福にたまふにより、四月二十八日戸川助次郎達和と共に彼地に赴く。安永元年十一月十日死す。年五十四。法名宗玉。妻は亀井主殿姪堅が女。

英明 九十郎 織部 母は姪堅が女。

宝暦十三年四月二十八日はじめて波明院殿に拜謁す。十二月十八日御書院番に列し、後の安永元年十二月二十七日遺跡を継、時服をさづけらる。安永元年十二月二十七日遺跡を継、五年四月日光山に詣でたまふとき宿割をつとむ。九年正月十一日御使番に転じ、十二月十八日より衣を着することゆるさる。天明八年十月二十九日より火事場の見廻を兼ね。寛政元年六月十四日務を辞し、寄合に列し、八月五日致仕す。時に四妻は戸川山城守達和が女。後妻は倉橋内匠久知が女。

女子 福嶋備後守正紹が妻。

女子 仁賀保大膳誠善が妻。

持皓 富五郎 外記 小出丹宮持教が養子。

女子 姉死して後正紹が後妻となる。

某 定次郎

女子 飯田能登守易信が妻。

輝英 菊三郎 主膳 隼人 母は達和が女。

天明八年六月二十一日はじめて將軍家にまみえたてまつり、寛政元年八月五日家を継、小普請となる。時に二十四歳のち騎馬台覧の列にありて黄金をたまふ。八年六月二日御書院番に列す。妻は曾我又次郎儷祐が養女。

女子 本多式部紀方が妻。

英清 富三郎 小出左膳英積が養子。

某 順藏

女子 飯田能登守易信が養女。

某 龜之丞

女子 伊丹兼八郎雅英が妻。

英亮 千之助 助四郎 小出岩八英福が養子。

女子

家紋 額に二八文字 八重梅鉢 十六葉菊

。『寛政重修諸家譜』以後

輝英てるふさ——英徳宮内ふさのり——英美ふさよし豊前守——英郁ふさふみ豊次郎——
秀祭ひできよ織部——秀発ひであき邦三郎
(齋藤肇氏蔵資料)

(二)〔山田奉行分限帳〕 齊藤 肇氏蔵

(表紙)

西丸分
分限帳
山田奉行

祖父小出英翁俗名宮内死御使番相勤申候

父 小出宮内死御使番相勤申候

実子惣領

小 出 豊前守

未四十三歳

高式千石 但馬国本国尾張生国武蔵

外御役料千五百俵

文政十一戊子年四月九日父跡式被下置、同十二己丑年

二月廿五日御書院番へ御番入被 仰付、天保八丁酉年

正月十一日御使番被 仰付、同十三壬寅年三月十一日

火事場見廻兼帯被 仰付、同年十二月九日病氣ニ付願

ノ通火事場見廻兼帯 御免ノ旨於御右筆部屋縁類遠藤

但馬守申渡、同十四癸卯年十月十五日西丸御目付被

仰付、同十五日・甲辰年六月十三日御目付被 仰付、

弘化四丁未年七月十七日山田奉行被 仰付候、

山田奉行支配

水主同心七拾人

御切米三百六拾石五斗

三拾六石 九石取四人

七拾壹石五斗 六石五斗取拾壹人

百九拾五石 五石取三拾九人

四拾石 四石取拾人

拾八石 三石取六人

世 御扶持方百四拾耆人扶持

近 拾式人扶持 三人扶持取四人

百式拾人扶持 式人扶持取六拾人

九人扶持 耆人半扶持取六人

高 九拾式石 日向村

高 九拾耆石一斗六合 東里村

高 八拾七石式斗五升八合 高竜寺村

高 百八石四斗九升 西野々村

高 百八拾七石八斗 三原村

(三) 〔高国村名込名高取調帳〕 齋藤 肇氏藏

本月廿七日京都御触頭ヨリ御案ヲ以テ御達ニ付差

出候写

高式千式百石余

下大夫

小 出 織 部

内式百余込高

但馬国出石郡

高 四百五拾石耆斗三合

倉見村

高 三百九拾六石九斗四升八合

長谷村

高 六百拾四石四斗五升三合

畑山村

高 百七拾耆石八斗四升式合

中赤花村

陣屋 倉見村
外

御朱印地・寺社領共無御座候、

右ノ通りニ御座候、以上

明治元辰年十一月

下大夫

小 出 織 部

(四) 〔村々高反別書上帳〕 齋藤 肇氏藏

村々高反別書上帳

一惣高四百五十石耆斗三升 但州出石郡倉見村

内

高三十一石三斗一合 大荒地無地高
残テ四百十二石八斗二合 田畑共
反別三拾三町五反九畝六步

一 惣高九拾壹石一斗六合 東里村
反別八町四反五畝拾一步

一 惣高三百六十三石四斗三升二合 長谷村

一 惣高九拾二石 日向村
反別七町八反四畝拾五步

内

上々田高三石七斗八升七合 大荒地無地高

一 惣高百八石四斗九升 西野々村
反別ナシ 六石九斗八升八合

上々畑 二斗三升九合 右同断

五石一斗二升五合 口々引

残テ三百五拾九石四斗三升

残テ九拾四石四斗五升 大荒地

反別二十九町一反六畝貳拾步四厘

三原村

一 惣高百八拾七石八斗

一 惣高八十七石貳斗五升八合 高竜寺村
反別八町一反六畝三步

内

高四石七斗九升 大荒地無地高

残テ百八十三石一斗

一 惣高六百拾四石五升三合 畑山村
反別拾五町八反四畝拾二步

内

世 近

七拾二石四斗四升五合 大荒

残テ五百四拾老石六斗八合

反別四拾六町六反四畝廿四步

一惣高百七拾老石八斗四升貳合

惣反別拾四丁七反九畝廿老步

右ハ田畑高反別仕訳一村限書面の通

相違無御座候 以上

下大夫

小出邦三郎

明治貳年巳六月 日

(五) 「小出邦三郎家来表」 齋藤 肇氏藏

小出邦三郎家来

一金百貳拾七兩貳分

戸沢 捨男

一金百拾貳兩貳分

一同 上

一同 上

一金九拾兩

一金五拾兩

一金四拾兩

一金三拾兩

一金六拾兩

合金七百三拾五兩

右ノ通相渡候事

(明治四年) 辛未九月廿七日

今井弥太郎

齋藤 斐男

西村 一郎

河合 牧太

三橋 得郎

上林七五三

永繩新右衛門

永戸誠之進

四 町方の記録

1 町の組織・会所

(一) 〔五町御免許高覚帳〕 邨尾登氏所藏

安永六年丁酉十月日

- 一 高貳拾四石九斗八升貳合七夕 宵田町
- 一 同貳拾貳石三斗五升五合三夕 中町
- 一 同拾七石貳斗九升九合四夕 下町
- 一 同十石七斗六升八合五夕 寺町
- 内貳斗四升三合貳夕川欠
- 一 高九石五斗五升貳合三夕 小尾崎町
- 小内壱石七斗壱升九合貳夕

新町京口町にて被遣候、今ニ御免許屋敷有之候、

ノ八拾四石九斗五升八合貳夕

内貳斗四升三合貳夕

但、寺町分東側南の端にて立正寺より三好啓玄方へ買取の内、川欠に成る、寛延四年未四月引残て八拾四石七斗壱升五合

壱石に付貳拾四匁壱分

一 八反六畝貳拾七步 光行寺

高拾三石三升五合

一 四反四畝拾四步 養源寺

高五石貳斗六升貳合

一 三反八畝三步 来迎寺

高五石六斗六升六合八夕

一 壱反八畝七步 立正寺

高貳石八斗七升九合三夕

四ヶ寺高

ノ貳拾六石八斗四升三合壱夕

(下略)

2 町方のくらし

(一) (二) 「鳥井家公私之日記」

(二) 五町名主苗字帯刀御免 「鳥井家公私之日記」

一 ^(寛政六年)十月十九日四ツ時、五町名主同道ニテ御奉行所へ罷

出候様被仰付候ニ付、即御出張被成候処御奉行小

丹解様御宅ニテ五町名主役方出精ニ付苗字帯刀御免

被仰付候、都テ五町名主ノ儀御役被仰付候節他所向

ハ苗字帯刀御免ト被仰付候へ共、地向ニテハ容易ニ

相用イ候義不相成義、且又古来先役ニ此上仰付ノ格

無之義故、別テ難有被思召、家内皆々大慶仕候事、

尤其日、直ニ麻上下帯刀ニテ御老中様方・御奉行

様・大目付様・御勘定様・御下役様へ御礼ニ御廻リ

被成候事ニ候、

下町名主由利又右衛門殿・中町名主由利良衛門^(右)

殿・宵田町名主村尾彦衛門殿・寺町名主親父様^(鳥井)

(一) 名 主

(1) 藩主送迎

文化十二年三月十九日

一 殿様今朝無御滞御発駕被遊、天氣も宣、恐悦に奉存

候、大渡^(京口)し向^(密)へ毎の通十町名主・御目見へ・御目通

の町人、在方は大庄屋・小庄屋・御目見・御目通百

姓御見立申上候、御奉行所瀬能十太夫様御披露被成

候、明六ツ時御発駕と申に有之候へ共、彼是五ツ時

ころに相成申候、帰かけ一統御奉行所へ御祝詞申上

候、(下略)

天保十一年六月三日

朝の内曇天・南風、ハツ過より天氣

一 殿様御帰館に付、十町名主・御目見へ町人早朝より九日（市）上町伝右衛門方名主宿、善左衛門方御目見へ町人宿、七ツ前御機嫌能御帰着被遊候、引取掛一統御奉行所於敷台に御祝詞申上候、拙者一旦引取行、水支度等致、半過ころより猪子様へ罷出、四ツ前引取申候、

心覚の控

一 （京極領南境）御境の下松繩手東の方畑に控、古島又平様御披露に候、上の前側大庄屋・小庄屋次に御目見百姓中、次に十町名主役の方、御目見へ町人、次に町医衆共、次に正本嘉兵衛・小西林蔵・山本善左衛門・松井吉右衛門代源兵衛出張に候、

一 御迎十町名主弁当、先年は自分持の処、此方より兩度已前より鍋屋彦次郎へ申付候趣に候、左候へば天保三辰年より互に一家づつ手当致候ても費多に候、申談の上取斗候由に候、則其砌は由利良右衛門殿勤

役月番の由、其次は申年にて今井氏月番中に候、但名主分吸物に取肴・煮染、肝煎は割籠の事一 寺院社家へは年寄名主より御着定日申遣、翌日御祝詞可被申上旨通達致候事、尤刻限は不申出候はば先方より被窺可申段為申遣候事、

(2) 咎人赦免願

文化十二年十月廿三日

一 支配町に御咎人等有之砌、御赦免の願に罷出候義、其町名主は五町端町に不抱、御奉行所并に小頭表へ罷出、組頭組合類の者等は小頭殿并五町の名主中為相廻候事、右御赦免有之出札者御奉行所へは行司名主付添罷出、小頭殿へは支配町の名主召連参、五町名主中へは其当人組合組頭類の者等斗差出し、名主は五町の廻礼に不及候、右の趣前々より格の由、（下略）

(3) 名主袴料

文化十一年七月十四日

一 早朝大雨に有之候、

一 久保町組頭行司より毎年盆前に為持差越候名主に袴料の義、古来より家老軒拾六文宛集候趣にて、例年九匁何分何厘差越、家数増減・銭相場上り下りにて甲乙有之候、相考へ候、往古老匁に銭六拾七拾文位通用の節、拾五匁の袴料遺物と相見へ候、依て昨日当年より已後銀貳両と相定め候はば家減じ銭相場下り候節にても不足は有之間敷間、已後銀貳両と相定め可然候、町内より名主へ遺物に候へば何ン分何ン厘撫と申は失礼に候旨申候処、昨日銀貳両但シ札八匁六歩肝煎に為持差越候故受納致候、

但し此袴料魚町の事に候へば夫銀のたしに致し候様断致可申哉に近年存候へ共役義の事は明日の交

代も難斗候へば後役の存寄難知候故、先古来よりの通に致置にて可然旨受納致候也、

(4) 帰 住

文化六年九月十一日

一 同日久保町鎧屋新七より兄政七帰住御免の願書出す、

乍恐奉願上口上の覚

一 私共兄政七と申者、先年京都へかせぎ棹に参り居申候所、彼地にて妻子設、居住仕罷在候、然る所此度商売方勝手に付、家内五人引越罷下り申候、尤先方家主より送状請取罷在候、依之乍恐奉願上候は何卒御慈悲の 御勘弁を以帰住御免被為 仰付被為下候はば難有仕合と偏に奉願上候御事、

右の趣奉願上候間宜御執成の程奉願上候、以上

久保町

文化六年巳九月

鎧屋
新七

大谷由右衛門様

右御願申上候通相違無御座候、以上

名主

鳥井忠左衛門

送手形の事

一 此但馬屋政七と申仁、是迄此方家に借宅致居被申候内御上納銀は勿論小貸会所錢并に判懸り等一切無之候所実正也、然る所此度国元へ歸り被申候に付、右一札差出し申候、為後日送手形仍て如件、

京河原町通二条下ル町

家主 近江屋

市郎兵衛

文化六年巳八月

但馬豊岡久保町

御名主様

(二) 年中行事

(1) 狐 狩

文政三年正月九日 天氣宜

一 町々狐狩廻路の義、是迄区々にて有之候処、今日月番へ七町組頭行司被相招、町々同様の廻路被申談候処、御神慮に任可然由にて神闈(かみ)被上候処、寺町は堀はた左通、宵田町へ廻り外町々右の通に相廻り可申に神闈上り候故、当年より改て右の通に相成候事、

十日 天氣宜、南風にて暖、夜雨

一月番より十町へ左の通廻文に付、支配町へ相触候、

一 狐狩の義以来十五才以上の者罷出候義無用の事、

但し小兒介抱のため罷出候義は格別の事、

一 若者より初狐狩祝候義、以来停止の事、

右の趣去る亥春改て被仰付候へ一統承知の義には有之違無之様々々入念に御申触可被成候、此段得御意候、已上

(2) 初狩祝一件

文政九年一月十五日 雨天

一 昨日久保町若者より惣代木屋熊藏与八子・与吉兩人を以、初狩祝候旨申、扇子壺・酒切手二差越候へ共敵敷御儉約中故、類内近所等始扇子壺本受納不致候旨申、及断に候処、再応持参致候へ共元来御儉約触に不抱、若者より諸祝義祝候義は御停止の事故、名主役致居相受候ては不相濟旨申、及断に候、今日朝より与助宅を宿にて若者一統寄集り幕を打、終日三味線二挺にて傍若無人に大音に謡ひはやし、昼後より門口へ式升樽多く取寄、大魚を大半切に入、入有(内歌)之内分承候処昨日の祝義少分故定て受納不致候旨を

中、今日右の酒肴等若者一統持参致候由に相聞候故、組頭行司兵右衛門・治之丞相招、右の趣申聞、若大様の取斗致候はば早速相達可申段申述候処、兩人より組頭一統出会相催、若者へ段々説得致候趣に候へ共不聞入、夜に入、五ツ時前若者共扇子一箱・空樽十・酒小切手と相見へ紙に包み樽五荷と書付致、大鱒式本大半切に入、傍若無人に持参致候処、一統今朝より吞統居申、狂人同様故拙者返答振に寄、狼藉も可致模様付、先は預り置、追て可相答旨申、一統引取申候、今夕は彼是時過候故、明早々願相達可申旨申候処、組頭一同明日一日延引相願候故、尚相考明朝答可申旨申、組頭一統引取申候、

十六日 雨天

一 組頭行司兩人早朝相招、昨夜の始末当家一件は格別昨日若者宿の次第外方より御奉行所小頭殿へ相聞、拙者より不申達候ては不相濟候旨、今朝相達可申旨

申入候所、今少し延引相願、再三此方より催促申遣候、其内家主分大勢来、挨拶致、何分若者より持参の品は銘々へ御預け被下、御達しも御延引可被成下旨相願候故、尚追て可相答旨申、一統引取候、并に寺町組頭へ兩人来、挨拶致候故、旁以表向達しは延引致候へ共、昼前御会所にて小頭殿へ得御意、内達致申候事、

一 夜に入、組頭一統来、若者より持参の品に何卒厚勘弁を以、組頭一同へ預け呉、御上表へ拙者より届の義用捨相願候故、遣物の品は任願、組頭一同へ預け可申候へ共、届の義は明朝可相答旨申答候、右の品今夕組頭共家主より若者へ戻し候由承也、

十七日 天气宜

一 朝、組頭行司呼出し右一件拙者より相届不申候ては不相濟候へ共、昨夜より組頭一同段々の願并山三郎も松之助初の事故、町内故続出来致候ては不宜候旨

勘弁致遣候様申に付、拙者より届は不致、何卒御上より御咎筋等無之様願可申旨答候処、組頭一同礼に参候、

一 小頭殿へ罷出、右の趣にて事済致候旨申達、拙者より御達しは不申上候、何卒 御上より御咎筋等無之様相願申候、尤話にて拙者内存申上候、

一 帰路御奉行所へ罷出、最初の次第委細に申上、只今小頭殿へ申達候趣も申上、御内願致候、

十九日 朝雪天

一 小頭殿より久保町若者の内七人并其組頭同行司兩人へ御用有之由にて明廿日八ツ時御同人宅へ召連可罷出旨申来候旨、行司番より被申付候事、

廿日 天气宜

一 今八ツ時久保町若者の内、左の人別并其組頭・同行司兩人・月番今井氏同伴にて召連、小頭殿宅へ罷出候処、左の通被仰付候、

久保町若者一統へ

去十五日若者共寄合傍若無人に酒宴等相催候由、

敵敷御儉約中、且旧年の年柄にて一統困窮の時節、

上にて御察も有之、町役人一統も心配の時節、

旁右の次第 上を不相恐義并初狐狩とて祝の品等

取遣も致候由数条御触通に相背候次第、旁難捨置

遂穿鑿^{ツギカ} 御奉行所へ可相達候処、糍屋山三郎より

右用捨の義強て申出候に付、早春の事にも有之候

故、先含置呵申付候、已後急度相慎可申候、

右頭取の者へ

前条の次第不届の義且常々も我意申張候由、旁以

早速可申達候処、山三郎迄組頭等より追々申出候

趣に有之、同人よりも厚用捨の義申出候に付、先

含置呵申付候、急度向後可相慎候、

正月廿日

今日、小頭殿へ御呼出しの人別、河守屋善十郎・

木椀義助・宮津屋徳右衛門・紺屋庄平・野上屋亀

三郎・同徳十郎・出石屋幸四郎、ノ七人、

(3) 盆中心得

文政四年七月十一日 天氣宜、残暑強し

従御奉行所盆中御触例年の通被仰出候に付、月番よ

り十町廻達有之支配下兩町共相触候、

一盆中燈籠の火に気を付、火の用心專一に可致事、

一喧嘩^(嘩)口論急度相慎、穩便に可相心得事、

一盆中御郭内御門留候間、是又可相心得候事、

一被物并著用物兼て被仰付候通、弥堅相守、其外異

形成義致間敷候事、

但、被物義御嚴重に被為仰付候間、尚又心得違無

之様可相触段、訳て被仰付候、此段町々入念に御

申付可被成候、

(4) 八朔綱引

弘化四年八月 月番 福井八郎左衛門

朔日

- 一 八朔の嘉儀目出度申納候、親子共廻礼、全正九ツ時(ふすへで)
- 致帰宅候、
- 一 縄引御触面の通、町々昼分に引切申候、支配の内寺
- 町は入相過に引切、久保町は少し夜に入申候、
- 一 暮過、磯平・喜助参り縄引切に付、町内世話人より
- 相尋度義有之趣、使を以申越候、其趣意は世話人へ
- 一 一応の沙汰無之、切目入候を彼是申、縄は町内の物
- 哉、世話人の取扱の物哉の段尋度趣の由に承り候旨
- 申出候故、拙者差図は縄は町内の物にて近年引切の
- 義は暮限被仰出、則入相ころ越後屋松次郎へ御役前
- より急度被仰付、暮限に可引切旨に被仰付候故、切
- 目入候事に候、其上相尋度候は、ば御役前出可申旨相

答置候由申開置候、

(5) 正月御触

天保八年十二月晦(つのもどり)

- 一 御奉行所より正月御触事左の通被仰出候、
- 一 正月水祝停止の事、
- 一 諸勝負一銭の事たり共堅停止事、
- 一 儉約筋兼て一統承知の義には候へ共、弥厳重に相守
- 心得違致間敷事、
- 一 来正月四日、十町名主并御目見御目通町人御上様へ
- 年頭祝詞可申上事、
- 但し大石氏・高木氏・定光院(京町山伏寺とも)并御目見医師方へは
- 其町々々より通達の事、
- 一 正月四日、御松直人足耆町より式人づつ忌服無之者、
- 山刀鎌為持晚六ツ時御作事へ可差出事、

右の通被仰出候間、御承知可被成候、以上

(三) 祭 礼

(1) 山王社祭礼

寛政八年九月

一 当年 御殿様御在城に付、山王御輿御旅の儀、高木

氏并氏子より御上様へ御願申上候所、九月十七日御

免有之、即先格に任せ十九日足揃・廿日御旅被遊候、

今日氏子の名主庄屋、各麻上下にて御供致候、尤役

前の外、尤の者少々供致候者有之候、御輿者十九日

八ッ過ころ御山より御霊の御社に御出被遊、翌廿日

未明に寺町堀はたへ御出被成候、廿一日は例年の通

の祭礼にて御山には角力有之候、尤朝は町方より芸

の子供参致候て昼よりは町方を致候、

行列の次第

一番 宵田町 まとい ねり物 芸子 だんじり

二番 中町 まとい ねり物 だんじり 芸子 はやし

三番 下町 まとい ねり物 唐人拵大名拵 だんじり

四番 竹屋町 まとい ねり物 芸子 はやし方

五番 新屋敷・下永井町 打交

まとい ねり物 芸子 はやし方

六番 久保町・上永井町 打交

まとい ねり物 芸子 はやし方

外に右段四十七士 出立、

此間に小田井町より芸二つだんじり 走つ出る、

七番 寺町 まとい ねり物 はやし 次

御輿の御行列長し略之、次に御輿、御供に氏子名

主・庄屋、次に尤の面々式 三人御供、次に大石掃部

殿御行列、駕にて御供、御抑へ田村源五右衛門様馬

上若党 兩人 鎗・挟箱・合羽箱・草履取、

一 御輿正六ツ時寺町御発輿、久保町・新屋敷・竹屋

町・小船町・鍛冶屋町・堀町・横町・下町・中町・

宵田町、是より御郭内に御入、御家中御廻被遊、又

本の宵田町御門へ御出、堀はた通・簀町より御山へ(山王社)

御登被遊候、時刻正暮六ツ時に相成候、

御輿御供の人別

下町・竹屋町兼帯名主 由理(利)又右衛門

宵田町 名主 村尾彦右衛門

中町 名主 由利良右衛門

寺町・久保町兼帯名主 鳥井忠左衛門

永井町 庄屋 山三郎

新屋敷村 庄屋 源右衛門

外に

福井莊三郎

由理(利)莊五郎

鍋屋弥兵衛

鍋屋三左衛門

宮津屋庄五郎

右の人別御供也、

文政十三年九月廿日

一 山王社宵祭故、拙者松之助を伴参詣致、御初穂六分

上る、山三郎・おりうも参詣致候、

むし物餅米七升五合 甘酒麴式升七合
うる壹升五合 代壹升五合

九升

一 宵田町に囃子狂言、下町に浄瑠璃床、横町に舞致申

候、逗留客手(現日高町)邊藤十郎・今森惣吉・法花寺千代吉、

三人也、

廿一日 天氣宜、晩方より雨天成、夜

雷鳴

一 山王社へ赤飯一重・甘酒少し供る、両寺へ一重づつ、

世 布屋へ一重遣し候、

近 一 今且、山王社へ警固御役人中左の通、四ツ時例年の

通被立寄候故、昼飯差出し八ツ時過登山有之候、小

頭大谷由右衛門殿・同見習四方小左衛門殿・仮下目

付江本与左衛門殿・同心相坂市兵衛殿・寺谷重太郎

殿、

メ五人 着後、甘酒煮メ出、

鱈ヒラ大コン 汁ヒラ燕コッホ

平皿ヒラ松茸ヒラ 赤飯

焼物イナデンガク 吸物ボラネブカ

御酒ヒラ取看ヒラヒラメ二枚

一 山王山角力、雨降出し遅く候故、仮成に角力取候様

子に相聞申し候、

(2) 寺町大神楽

文化十三年九月十八日

一 寺町組頭行司理三郎・吉三郎、若者惣代油屋林次・

福田屋吉郎兵衛呼出、当年より大神楽の儀左の通相

心得勤候様申渡、則書付組頭行司へ相渡す、

覚

一 大神楽の儀、廿日朝五ツの時を聞、御郭内へ入可

申事、

一 御郭内は万事大切に候間、組頭中の内兩人つつ羽

織に袴にて警固の事、

但し御郭外に相成候はは警固老人にて可然事、

一 廿一日は町方に候間、晚六ツの時を聞、夫より身

拵致可出事、

但し衣服不改、髪月代等不致罷出候事無用、

一 組頭中警固も今日は町方に候へば老人宛交代にて

可被相勤候、尤羽織にて可然事、

一 産子町々正法寺村迄も打仕舞、夫より山王御山へ

上り寺町惣神楽の事、

右の通可被相勤候、已上

名主

九月十八日

寺町

組頭行司中

廿一日の警固若者より組頭行司迄袴に致呉様願出候趣、行司より申達候故承届候、

(3) 山王社奉納能

文政二年閏四月十九日

一此度於山王社前に能興行五町名主より御上表願遣候義故、名主席申付日々五町同役四人出張致候、十七日弁当番由利九十郎・十八日弁当番村尾市左衛門・十九日弁当番拙者取斗申候、尤三日奉納の願に候へ

共又々二日追願致、明日より二日可致筈也、

廿日 天氣宜

一今日能芝居四日目、尤弁当は下町仮役喜十郎より取斗被申候、

廿一日 入梅に成

一此間中、能番組左の通、

十七日 翁三番叟 十八日 竹生島

賀茂 佐渡狐 鞍馬天狗 八幡前

三輪 悪太郎 安達原 宗論

舟弁慶 蝸牛 馬与佐々木 止動方角

舍利 熊坂 二九十八

十九日 春日竜神 廿日 岩船

橋弁慶 薩摩守 兼平 萩大名

隅田川 瓜盗人 鉄輪 栗焼

道成寺 靱猿 望月 喜六駄

羅生門 附子 土蜘蛛 宝笠

世
廿一日 鶴亀

夜討曾我 狂言
麻生

俊寛 牛盗人

石橋 釣狐

猩々 節分

一 能芝居今日限りて五日致相済申候、「今日五町弁当

下町本役今井三郎右衛門より被取斗候、」

廿二日 天氣宜

一 今日一日能芝居、御家中御女中様方御見物被成候由
にて町方より御目見へ列の者は見物に参候ても不苦

旨、月番より十町へ廻文有之候、

(4) 小田井社神事

文政九年三月十一日 天氣

一 小田井社御神事に付、京都吉田表より御役人為御見

届、鈴鹿主税殿と申御方御下り鍋屋三左衛門宅、当
時産物会所を右逗留中、止宿場に被借用候、

一 今日昼後より村尾市左衛門同伴致、小田井へ参詣致

候、由利・今井は別々被参候、四人申談候故御初尾^(惣)

左の通上げ候、尤役方にては無之、自分より上げ候、

羽織に袴也、銀札拾式匁寄進、御初尾六分、

但し巫女の方へ出す、但し山三郎よりも先達て

札拾五匁寄進致候、

一 小田井社夜分は万燈上り甚賑々敷、昼夜共参詣有之
候、

十二日 天氣

一 今日小田井社八ツ時裏町筋御神幸、宵田町口より御

郭内御廻り佐野村下り松巻ノ鳥居へ今夕御旅宿、明

十三日本町通御還輿ト相聞候、神主方神子衆榊木持

等行列長く拝見の人群集致賑々敷候、此度は御輿御

居り表門前、幸神前斗^(さいのかみ)の由にて御家中御重役様方始、

名主の門先きにも御居り無之候、

十三日 天氣宜

一 小田井社御神輿九ツ時過表町通御帰輿被為在候、誠に天氣続にて賑々敷事に候、

(5) 祇園祭

文政十三年六月十一日 天氣宜

一 昨夜寺町組頭理三郎・善作来申達候は高木氏より例歳祇園祭淋敷候に付、寺町一統へ挑燈相燈候様致度旨被申、如何哉に内談申出候故、明朝仮役仁右衛門を以小頭殿へ得内談可申旨相答置候処、今日左の通手紙来故、此段組頭へ申入候、

以手紙申入候、然は今朝高木備前・名主名代善作兩人罷出被相願候祇園例祭挑灯の義、願の通御間濟被仰付候間、此段御申聞可有之候、以上

小頭兩人

鳥井忠左衛門殿

当用

貴札拝見仕候、然は昨夜寺町組頭の内兩人来、高木氏より例歳の祇園祭淋敷候に付、町内一統へ挑燈相燈候様願度旨被申候趣を以、内談申出候故、拙者懈怠中の事故、仮役仁右衛門を以貴所様へ御内願申上見可申旨相答候処、今朝高木氏并仮役代善作兩人罷出御願申上候処、則願の通御間濟御座候趣被仰下承知仕候、則此段申渡候、御多務の中彼是御苦勞御面倒の至に奉存候、右御受申上候、以上

六月十一日

鳥井忠左衛門

小頭御兩人様

御用答

(四) 物 価

(1) 「肴直段に関する具申書」 「鳥井家公私之日記」

○文政七年四月二日付で宝永元年月番帳から写しとつたもの。
当時、名主は「町代」と呼ばれた。魚仲買人代表は追掛行司
と呼ばれるなど、流通機構の変化などを指摘している。

一 宝永元申年月番帳致一覽候処、左ノ趣有之候、是ハ
当時追掛行司ト申候事ノ始リ歟ト被存候故、写置、

此節御奉行所 五町名主此節ニテハ名主ヲ

木下勘兵衛様 町代ト呼候、翌年宝永二

和泉九郎右衛門様 酉年ヨリ名主ト被仰付候、

逸見与惣様 小尾崎町 徳右衛門

宵田町 八郎左衛門

中町 次郎左衛門

十二月一日退役
後役 源左衛門

下町 六左衛門

寺町 五郎右衛門

宝永元申十二月六日 行司番 六左衛門

一 肴直段高直ニ有之候ニ付、高利不取様ニ申付方モ可
有之事ニ被思召候テ年寄ル者共ヘモ致相談、存念ノ
通重テ申上候様ニト被仰付候、

一 今月六日六左衛門へ被仰付候肴一卷ノ事、定書致同

十日ニ御奉行様へ差上ル、六左衛門名判ニテ肴屋共
ヨリ定書此方へ取置、

御奉行様へ差上候写

覚

一 肴直段高直ニ御座候ニ付、中町・下町両町ノ内肴売
商仕候者人数拾六人撰出シ、老ケ月替リニ四人宛行
司ヲ定、肴参候節行司ノ者早朝掛廻リ^(遊)狛師手前ノ買
本遂吟味ヲ、相応ノ利相ヲ積リ高利取不申候様ニ可
仕事、

一 数拾艘ノ追掛共只今迄ハ於獵場ニ買論仕、自買出シ
モ高直ニ御座候、自今ハ追掛共合セ買勝ニ不仕候
筈、此上ニテモ抽テ買來候者御座候ハバ行司ノ者見
斗、買本ニ売払セ申筈ニ仕候、

一 御家中様御用看追掛共手前ヨリ被召上候分ハ、商人
へ売払候並ノ直段ヲ用申筈ニ御座候、

一 瀬戸・津居山・氣比・戸島・船町、此外獵師共ヘモ
高直ニ売不申候様ニ奉願候、冬春ノ間ハ別テ看払底
ニ御座候、此節追掛共買下ケ候様ニ仕候ハ、百川肴ノ
分ハ余ノ魚他所へ売払申義モ可有御座候、ケ様ノ御
了簡奉願候、

右ノ通ニ御座候ハバ、少ハ下直ニ成可申様ニ奉存候、
尤、切者ノ者共へ相談仕、如此申上候、以上十二月
十日差上候へハ御間届ケ被遊候、大庄屋方へモ獵場
へ申付候様ニ被仰付候間、猶定書ノ通堅申付候へト
御意承、同日源左衛門殿宅へ十六人ノ内呼寄申渡ス、

右ノ写、先月拙者行司番故廿九日当御奉行古在小

右衛門様へ差上入御覽候、尤差紙ニ認メ、

右ニテ相考候へバ往古ハ納屋ノ間屋ノト申義ハ無之、
追掛午前ヨリ肴仲買商人直ニ買取候事歟ト相見へ候、
其節ヨリ十六人ハ老ケ月替リニ四人宛行司ヲ相立候
ヲ当時追掛行司ト相呼候事ニ相見へ候、当時ノ納屋
モ右拾六人ノ人別始リ歟ト被存候、

右年数、宝永元申ヨリ当年迄百二十一年ニ成ル、

(2) 「米穀取引統制方願書」 石田松藏氏藏

○慶応四年（一八六八）米価の高騰・無統制に悩む町方米穀・
雑穀商人十五人が強力な取締りを求める願書

（上書）

上

乍恐奉願上口上書

町方 米穀并雑穀商人

私共

御陰を以米穀売買渡世仕来候処、近年物価追々高下荒々敷米代一時三十丁五十丁の甲乙御座候に付ては売買共一段人氣尖く相成、或は抜駈て買進み不相当の直段をも相立、畢竟銘々凌、我儘商ひに立至り斯くて下落の節は大損致し身の迫(せま)と相成、渡世取統難く必至難渋仕候、別て米穀の儀は在町人氣にも差障可申に付、何卒正路の商ひ仕共潰れとも不相成様申合せ日夜苦心仕候へ共、何分仲間の規則等無御座に付動(うご)すれば、買・

口錢に至迄御取締被仰付可被 成下様奉願上候、右奉願上候通り御間済可被 成下候へば、此上の以御陰米穀商ひ正路明白に相成、自然入船相増、当地にて売買多分致し私共一同共過渡世相続可仕様誠に難有仕合奉存候、右の段厚以御憐愍 御間済被為成下候様謹て奉願上候、以上

町方

米穀并雜穀商人共

近江屋 藤 助

三木屋 彦左衛門

近江屋 種 三

和泉屋 伊兵衛

奈佐屋 治良八

陰 屋 彦 藏

梶原屋 友三郎

津山屋 治兵衛

ノ売等の私欲先立、不量右等場合に押移り敷敷義に奉存候、右に付恐多候へとも御出役并御仲(まご)ひ問屋仲買等御定被為成下、売買多少に不限、問屋表にて仲買共相談仕り直段取極、御出役御見分の上御仲(まご)ひを以、□□し被成下、代金差引問屋共に取扱、且買置蔵入物等悉皆御改を以市中扶食払底等の御仲買共へ被 仰付候はば聊間欠無之様周旋仕度、万端以御威光問屋仲買共

慶応四年

辰六月日

御奉行様

3 商人株・酒造

(一) 「肴仲買触」 「鳥井家公私之日記」

文政九年十月七日 雨天

鍋屋	五右衛門
茶屋	和兵衛
河原屋	惣助
鯛屋	文治郎
粉米屋	市三郎
万年屋	治良兵衛
津居山屋	吉三郎

一 昨日御奉行所より肴納屋并仲買共被召出、左の通被仰付候旨、月番より十町へ廻文有之候、

肴仲買共へ

一 今度別納屋一店其方共へ差免申付候、依て左の通取計方被相心得候、

一 納屋追掛より運上米拾七石は勿論、近比^(近)申付候別段上納銀に至迄、当時せり店相勤居候人別より割合を以、上納可致候事、

一 納屋店日々売買取計方の義先規の通可取計勿論、仲買共申談新店と相集り外納屋店の肴類後廻しに致候様の義於有之は急度申付方有之候事、

一 諸方の獵場より指越候肴類不法の筋合を以自分の店へ引付候様に取計致間敷事、

一 津居山村の義は近来別て入割多に付、同所指越候肴外店平等に引請売捌可申候、不都合の義有之候はば急度可申付候、

世 右は近来双方入割多に付、今度新納屋一店申付候間、
近 以来納屋仲間一同以実意和順申請、万端可取計候、万
一此後町方一統へ差支候様の筋於有之は尚又申付方も
可有之候、依ては右ヶ条の通不相背心得違致間敷候、
若不法の取計等の義相聞候はは急度可申付事、
但し仲買中間の内、申談引受人別の名前并受書可
差出事、
戊十月六日
納屋共へ
近来入割多に付、今度看仲買へ新納屋一店申付候、尤
諸運上銀始万端納屋仲間同様是迄の振合を以、可取計
旨申付候間、双方以実意万事申談心得違致間敷候、若
新納屋取計方不法の義も有之候はゞ可申出候、此段申
付候、
戊十月六日
一着仲買共へ、去月の義は別段、以趣意諸浜にて直買
并井戸端にて配分の義を差免置候へ共、今度新納屋
申付候に付、以後決て不相成候、此段可申付置候、
十月六日

(二) 「紺屋株仲間連上銀請書」 長柄よしゑ氏藏

此度御上様より被為 仰付候条左に記す

紺屋一統へ

一 此度連印の人別已来紺屋株に申付候、運上銀の義は
壹ヶ年銀百目づつ上納被致候、尤も右運上銀差出し
候に付、染物直段他所として高直の義も相聞候は
ば吃度可申附候、但し右人別の外、紺屋商売相始め
候義指留候間、仲間より可及吟味候、且つ他所向よ
り染物取集めに來り候義堅く停止申付、併京大坂の
義差留候ては指支さしつかの義も有之候間、可為有來通候、
右の通申附候間請書可差出候、

右の通被仰出候上は紺屋株に相定め以来、急度堅相守可申候、

天保十年

亥十二月日

九日市上ノ町

伝右衛門

同所

勘左衛門

小尾崎

九兵衛

宵田町

五右衛門

久保町

幸三郎

下町

市三郎

小田井町

市次郎

出町

市兵衛

舟町

庄右衛門

同所

庄兵衛

宮島

治兵衛

ノ十一人

小頭

四方小左衛門様

御奉行

田村 多門 様

(三)

〔塩店請書人別帳〕

(豊岡市立郷土資料館蔵) (蜂須賀清喜氏旧蔵)

○町方塩店四十五軒は天保十三年に幕府の命に従って株を取上げられ冥加金を廃止されていたが、慶応三年再び株仲間を認めて冥加金の上納を申しつけられた。

(表紙)

慶応三年丁卯正月

豊岡町塩店請書人別帳

行司名主

由利良右衛門

奉差上御請書

町方塩店

人別の者へ

塩商売の儀は寅年従 公儀の御趣意に付株取上げ冥加
銀差免候処、近年不都合の儀も相間候に付、以後為取
締少分の冥加銀上納申付候、依ては仲間の外容易に商
売不相成候間、不都合無之様正路に商売可致候、尤直
段高下の節は是迄の通、以書付を可申出候、

辰十一月

右の通奉畏候上は御冥加年々十二月限急度御上納可
仕候、為後年塩店一統以連印御請書奉差上候、仍て
如件、

京口町

高松屋

彦右衛門

柳屋

義左衛門

馬屋

兵 助

六方屋

茂兵衛

角屋

弥七郎

新町

妙栗寺屋

文次郎

丹後屋

新 吉

宵田町

鍋屋

安 助

津居山屋

清五郎

丹後屋

庄三郎

中町

近江屋

幸右衛門

津居山屋

次兵衛

陰屋

彦 造

瀬戸屋

庄三郎

津居山屋

清兵衛

瀬戸屋

弥四郎

津居山屋

八左衛門

茶屋 和 平

鍋屋 又右衛門

魚屋 喜三兵衛

中瀬屋 五郎右衛門

伏屋 佐兵衛

鳥屋 伊右衛門

滋茂町

唐津屋 吉十郎

加島屋 長左衛門

南京屋 弥 助

境屋 彦 次

泉屋 久四郎

唐津屋 喜兵衛

塩屋 源右衛門

現銀屋 勘兵衛

(付箋)三月より
塩屋 伊三郎

寺町

和泉屋 又次郎

(付箋)「松本屋長三郎」

久保町

高井屋 太郎兵衛

油屋 磯 平

永井町

塩屋 弥兵衛

新屋敷

唐津屋 久右衛門

小田井町

方歳屋 次郎兵衛

田結屋 文次郎

掛屋 惣次郎

塩屋 源三郎

油屋 次郎平

瓦屋 惣 助

乍恐奉申上口上手控覚

金屋清兵衛 後 家

町場酒造人共一統

前書の通相違無御座候、以上

慶応三年

丁卯正月

行司名主

由利良右衛門

御奉行様

(四) 「新酒勝手造弁明書」 尼崎市・太田清子氏蔵

○飢饉が続いた天保八年「九月十日、九日市丹波屋幸平・京口町柳屋義左衛門、今八ツ時御評定所へ被召出、御酒造込御免無之所造込致、不届に思召御叱の上過料、幸平へ百日・義左衛門へ五十匁被仰付」(鳥井家公私之日記)とある。在方酒造人丹波屋幸平は十月に入って町場酒造人から新酒造込み勝手に取計つたと訴えられた。この口上はその弁明と日頃の町場酒造人に対する怒りをぶちまけたものである。

此度私共新酒造込仕并に売出し直段等我儘取計候趣言上奉仕候に付、御尋被為 仰付、乍恐以口上手控其詔略奉申上候、私共新酒造込仕候義は全心得違の義有之、先達て御答筋奉蒙 仰謹て奉恐入候、随て初秋新造りの義は前々より少分つ仮造り仕、新粕を吟、おりを戻し、且つ残り古酒氣薄く相成り候に付、少々取引を、矢張り古酒の有姿にて売り申候義は私共に不限、町場酒屋共にも兼て心得罷在候、既に去秋作方前代未聞の年柄にも町場酒屋共初秋には造込も仕候風聞も承り候へ共、於私共は凡て乏き米穀少分にも費候義は異加も多、秋造り一切不仕、其後御差留御厳重に被為仰付、御法堅く相守罷在候へ共、当年の義は豊作にも有之、追々米価も下落可仕哉に存、最早当年同様の義と粗略に相心得、町場酒屋共の振合元取願等差出し候

義は毛頭不存、無何心少々造込候は全く不行届心得違の次第、重々恐入奉存候、然る所此度又候町場酒造人共より新酒造込仕、我儘取計候趣奉言上候段、一言申開も無之義に御座候、然共直段の義我儘に相立糺に差出し候義にも無御座、前文奉申上候通り残り古酒に差加へ候義も先方より相頼又は内々前規の方より新酒所望致し候節は無余義遣候、是以奉恐入発輝(発輝)とは難申上候へ共、町場酒屋共に於ても内々申遣候へば老升四匁又は四匁五歩に売出し是等も同様の義と相心得取計仕、専ら新酒を売捌き更に為其直段相立候義には決て無御座、三匁式歩と申も去申十二月被為 仰付候御直段の御定め町場酒屋共より申越候通り相守り罷在候、然る所今度承り候へば其後又老升三匁四歩御直段被為 仰付候義も有之由、か様の義は一向不申越、旧冬より三匁式歩の御直段通り町場より下直に売捌き損失仕候義に御座候所、却て我儘直段相立御城下元酒造人大に差

支に相成候趣奉申上候、是等の義迷惑至極奉存候、一町場酒屋共申談方致沙汰候へ共、名代も不差出万端我儘のみ取計言語同断の次第に御座候趣奉申上、尤会合の義は町場酒造人共は手近にて便利も宜く臨事申談も可仕候へ共、私義は年越の所且つ御用向相繁く多くは難罷越、尚代人差出し候ても委細の主意も難相分と存、兼て其旨申置何事も可然頼入度、都て一同の取極筋浅間敷候段前以懇に申入置、集会沙汰申越し、若し代人も不差出節は其翌日年寄の酒屋へ聞合、万事取計来り因ては年分諸費相割合先方より申越候通り出銀仕義に御座候故、双方別に隔心も有之間敷義と存、都て取計向き町場酒屋共に委に特にいたし安心仕罷在候所、此度不存寄数ヶ条奉出訴大に驚、奉恐入候、私共在方住居仕、何事も不案内にも有之、不行届義も多く万一御法度にも相背候義も有之候は、ば密に理解可申呉候処、一言の心添も不致

具、却て如寇讐相手に取り忽奉訴状仕、万端我儘取計候様申立、別て不難義何共恐入奉存候次第に御座候、元來彼等勝手筋の義は無沙汰に取計、為差義無之節にても昼夜無差別俄に事々敷、只今罷出候など申越し問々代人差出候へ共、昨年来酒造無之に付、強て往返の沙汰も無之、突然と先月廿三日中町鍋屋九重郎・下町湊屋吉左衛門兩人連名にて書状差越し酒造の義十二軒にて式拾石丈ヶ御免被仰付、其許分は先達て造込も被成候に付、此度は相除き及願出申候、尤右に及示談置度今夕迄に出張可致、此上仲間中不都合出来如何様の過料被仰出候義も難計、恐入候義故、得と示談申置度趣申越し、右は私共先達て心得違一旦御咎被為仰出重々恐入奉存候義を附込、私分は先達て造込も致候故差除き及願出候段申越し候、何等の恨み忌み候分彼等私しの勝手に差除き候哉、相互に渡世に差構ひ候義ゆへ乍恐御上様の御賢

慮に不相適とも同商売の好みを以てと共に奉願上具候こそ人情にも可有之所、右躰実意を欠き候上已後右様の不埒致し候ては一日の妨にも相成候訳を為申述、右書状申越し肝要の用向は取片付置、一列起並候席に於て私共を呼出し面折致候所存を察候故、不肖の私共には御座候へ共御役義も奉蒙仰、在方示し等も仕罷在候て町場酒造人共起合候中に罷出、恥辱を与えられ候義何共心外に存じ、仮令振合不宜とも難罷出と存し代人も不差出候へ共、情々差考候所、不才の私し纒の憤りに多勢の意に戻り候も徒に無益義と存じ、其後中町鍋屋六左衛門方に罷越し、先日書面申越し候所、出張不致段甚だ以て不調法の至り詫頼入度、次々書面申越し候用向の始末相尋候所、六左衛門申は此度酒造願差出候に付、其許は如何致し候哉申談し度に付、書状遣候様申語り候へ共、即ち書面も六左衛門執筆に有之、同人申言と先日申越

し候書面とは殊に主意相違仕候義、并に京口町柳屋
 義左衛門義も新酒造込仕候風聞も有之、同人義新造
 り酒自今其儘所持致候哉、又此度差除き及願出候哉、
 右等の訳相尋度と存候へ共最早願面も取捨へ罷在候
 様子に相見へ乍恐 御上様御慈悲の上是非御弁別も
 被為成下候義、私共何申義も無之と存じ差控申候、
 然る処柳屋義左衛門義は造込も仕、自若と此度連印
 仕、強勢を以て不才の私共を罵り、奉訴状仕万端我
 儘取計、言語同断次第と申立、御上様へ奉掛御苦勞
 段不得其意奉存候、

一 町場酒屋共言上奉仕候ケ条中、先達て從 御上様在
 方酒屋共も御城下本酒造人へ相准し懇に申談し家業
 仕候様被為 仰出候御趣意も有之処、其趣意も不相
 守心儘に酒造仕候義聞々有之、且又追々取計方不都
 合相重り不停止御達奉申上条々奉出訴候、乍恐私共
 重き御敵命の御趣意を不相守、心儘に酒造仕、不都

合相重なり候と彼等軽重の差別を決し奉言上程の義、
 聊覚悟無御座、愚案差考候所、不才の私共越度(やこ)を為
 致、具に奉言上、遂には酒造不相成様彼等謀計を以
 て種々相巧み、(野)肝佞邪智の虚誕を以て乍恐 御上様
 へ奉申上、私共を誣(へつ)ひ御法度相犯す重罪に陥候所存
 に御座候故、何共歎ケ敷奉恐入次第に御座候、元來
 私共家の義は累世農民に罷在候所、少分の田面にて
 は渡世も出来兼候に付、中古酒釀奉蒙御免、田徳余
 米を以て年々造込渡世の補に致来り、町場酒造人共
 には不相抱從 御上様被為 仰出候御法令堅く相守、
 其余事は町場酒屋を聞合取計仕罷来候処、先年上(九)ノ
 町村(市)与右衛門新規に酒造願出候に付、町場酒造人共
 より私共并に与右衛門等町方酒造人仲間(市)に御差加へ
 可被為 仰付旨奉願、依之町場酒屋共へ申談し候様
 御意重く被為 仰付候段奉畏候義に御座候、然る
 所町場酒造人共私共義を支配下の心得に罷在候故、

動（おかし）すれば月番名主より被申出様申越し、すべて輕卒

に取扱候、全躰町場酒造人共の下た造り枝葉の者と

相心得候故、即ち此度願面にも御城下本酒造人と相

認め候、其意甚だ私共不任心底義に御座候、右の始

末宜被為 聞召訊、以 御慈悲の御賢慮町場酒造人

共御糺被為 成下、厚以 御憐愍私共家不相替酒造

を以て渡世可仕様、被為 成下置候は、難有仕合奉

存上候、依ては於私共乍恐重き御赦令被為 仰出候

趣、聊相凌候心底は無御座、生質愚昧にて万事不行

届義共多、尚此上格別の以 御慈悲、永く家名相統

仕候様、且暮奉仰候、若し此度私共右奉言上仕候ヶ

条の内、心得違仕被為 仰出候 御思召にも相反候

義共御座候はば殊更以 御仁恕幾重にも 御高免被

為 仰付可被為 成下様偏に奉願上候、以上

天保（八年）西十月日

九日下ノ町村

御奉行様

幸 平

(五) 〔酒造触書・酒造鑑札写〕

東京都・保田昌一氏藏

天保十四年癸卯十二月

酒造御触書并に鑑札被下置候御趣意控

酒造人共へ

一 諸国酒造の義是迄酒造株と唱来候処株と唱候義相止

酒造稼と唱替、此度相改候酒造米高を以御領・私

領・寺社領共為御取締、酒造人共へ鑑札相渡候間、

其旨相心得、御領分酒造人共へ鑑札可被相渡候、尤

此已後酒造人名前替・代替り等の節、其都度に鑑札

書替相渡候義は無之候間、此鑑札名代を以、永々酒

造致候様申付、勿論由緒を以稼高譲り渡候節も同様

に相心得、其時には是迄の通相届、以後酒造相止候節

は其段可被申達候、

一 滅石の義追て御触有る迄は右高の三步式仕込、三步

壺滅石の積り心得違無之様急度可被申付候、

右の通従公義被 仰出候間堅可有守候、尤御勘定所

より御渡の御鑑札は大切の品柄故此方へ預り置、仮

鑑札有渡候、尚酒造稼名代等他へ相譲り候者も有之

節は本鑑札と引替可遣候、

卯十二月

酒造人共へ

一 諸国酒造出造・出稼の義、是迄年季又は無年限被相

届稼致居候分、居村へ引取候共先方へ譲り渡候共取

極当卯年限差止申付、以来出稼難相成条御領分酒造

人共へ御申渡、右は取止次第其段可被相届候、

但し関東并に北国筋酒造御貸株の義譲り渡難相成

候間、稼出作の分は居村へ引取候共、稼相止鑑札

返上相願候共可致旨是又可被申渡候、

右の通従 公儀被 仰出候間可相心得候、

卯十二月

(鑑札表の図)

京極甲斐守領分

但馬国城崎郡豊岡中町

酒造米高百九拾石 勘左衛門

但元米掛米糶共

天保十四卯年

(鑑札裏の図)

御勘定所



右従公辺の御触書并当藩従御奉行所御触書、時に天保

世 十四卯十二月三日、酒造家不殘御差紙を以御呼出し被
近 為仰出、御奉行所於御式台に御手板を以被仰渡并被写
取置候通り鑑札被下置候、尤従公儀被為下候本鑑札は

当御上様へ御預け有之候、依て此処へ御趣意相記し置
畢、(おわんじ)

卯十二月五日

保田長左衛門成章

4 通貨・金融

(一)〔銀札引替規定〕

但馬信用金庫蔵
(大谷村・田中彦右衛門家旧蔵)

(表紙)

豊岡出石銀札引替

生野御役所へ差上候規定の写

差入申規定証文の事

一 豊岡領主札座の銀札前々より生野御支配所但州村々
にても被取扱来、例年御年貢銀御上納の節は小前よ
り銀札にて取立、右銀札豊岡表札座へ差出、正銀に
引替、上納被致来候処、此度右引替銀払底に付、代
金相渡候に付ては相場違の間損銀相立村々難儀の旨
被願立候段御掛合に相成候に付、御上納方御差支無
之様可取斗旨領主役場より拙者共被申付候に付、今
般罷出各方へ御頼申入取極候規定左の通、

一 生野御支配所但州村々より御上納引替の銀札被差出
候節は、右銀札請取、拙者共より各方御名当の振込
銀為替手形相渡、村々よりは右手形生野御掛座へ被
差出候へば各方御引請正銀御上納に下候積り、尤拙
者共より各方へふり込銀の儀は例年御初納は十月五
日、御二納は十二月五日以前、凡積りを以各方へ多
分に銀子振込預け置、差引勘定不足不相立御差支無

之様可取斗候、万一銀子融通差支代金を以振込候節は其時々^々の相場各方と相對の上進退致候儀に付村々間損銀等相立不申候、

一 右二ヶ月の外、年中不時上納銀引替に被罷出候分は毎月朔日凡積りを以各方へ正銀振込み置、村方へは前書同様の為替手形相渡可申候間、右手形被差出候分は各方御引請正銀御上納可被下候、

一 振込銀為替手形の儀は銘々印鑑并雛形共今般差出置候間、得と御引合御受取被下度候、尤銀札座用達多人数の儀に付、手形名前は惣代三人書記申候、右の規定相立、此度各方へ御世話方頼入候処、御承引被下向々差支無之、過分の至りに候、然る上は御大切の御公納向に付御支配御役所御調御間済の上取極候儀に付、右規定^{へいさかじ}聊^{まじ}違乱致間鋪候、以後銀札通用方位劣りは勿論、如何様の儀有之候共、我等引請御損失御世話等相掛不申御差支致間敷、仍て為後証の

規定一札入置申処如件、

京極飛驒守城下

文政三年

但州城崎郡豊岡町

辰十二月

銀札座引請人

伯耆屋 庄藏

塩屋 弥三治

丹後屋 勇三郎

鍋屋 定平

同州同郡立野村

百姓 六郎右衛門

小出才三郎御知行所

但州養父郡稻津村

百姓 端藏

山田仁右衛門御支配所

同州気多郡伊福村

百姓 八郎左衛門

九鬼和泉守御領分

左島又平

丹州氷上郡方町村

和田左源太

百姓 幸右衛門

但州生野銀山町

(二)〔銀札引替取極一札〕 伊智地浅江氏藏

御上納銀御掛屋

相对取極一札の事

甚九郎殿

一 豊岡表去年来より銀子払底に有之候の処、当夏以来

同 吉右衛門殿

格別銀子払底に付、豊岡札座引替の儀も金子を以引

同 元治郎殿

替有之候処、右様銀子払底に付、自然に金子相場も

前書規定の通相違無之候間、万一違乱の儀有之候はば

引直し、上方相場等は格別反合に相成、然る所、城

早速於役場に差支無之様急度埒明可申候、仍て今奥(いんごもじ)

崎・気多・養父・二方郡の内、久美浜御役所御支配

印候、以上

下の分、御年貢御上納銀豊岡并出石銀札村役前に被

京極飛驒守内

取集、両所の札座にて引替銀子御上納仕来りの処、

辰十二月

札場奉行

右様銀子払底故、金子にて引替相成候て、相場合多

舟越市郎治

分の間損有之候に付、城崎・気多・養父・二方郡村

竹島五左衛門

々庄屋中より、当御役所へ下々難波の旨内願被申達

勘定奉行

候趣に付、私共豊岡役所より御内意有之候に付当所

へ罷出、山本甚左衛門殿・今西七郎兵衛殿へ相掛り申談候趣は、右様庄屋中より難渋被申達候儀無余儀事に承知仕候へ共、御承知の通銀札を以金子調達有之候儀に付、右様銀子払底にては、自然と反合多々相成候、右に付ては於豊岡表も種々被申談、銀子才覚の手段も有之候へ共、自然と右様成行候て不容易儀、此節急に取計方も無之候へ共、追々被申談如何様共正銀を以引替有之様被仰付度御趣意御座候故、此段庄屋中へ御申解被下度旨申述候の処、甚左衛門殿よりも追々御利害御申解被成下、庄屋中も前段無摺合宜御承知被下候上にて、此度の引替は大坂当月十五日金相場より七歩上げ申談候、右様御相談取極め候上は、毛頭違乱無御座候、為後日相對の趣一札、仍て如件、

文政四年巳十月

豊岡町

名主

由利九十郎

久美浜庄屋

山本甚左衛門殿

同

今西七郎兵衛殿

城崎郡惣代

大谷村庄屋

玄右衛門殿

滝村庄屋

善兵衛殿

下宮村庄屋

勘右衛門殿

簸磯村庄屋

四郎右衛門殿

氣比村庄屋

六郎左衛門殿

大篠岡村庄屋

市右衛門殿

氣多郡

上郷村庄屋

弥左衛門殿

二方郡

浜坂村庄屋

新左衛門殿

同 内山村庄屋

卯左衛門殿

前書の通御熟談の上、金相場相定引替被成下候様御執持被下、村々一統承知仕候、尤此度取集銀札は豊岡出石何連にても相納候様、村々申触候処に相違無御座候、為後念申談相對の趣奥書、仍て如件、

巳十月

玄右衛門

善兵衛

勘右衛門

四郎右衛門

六郎左衛門 市右衛門

弥左衛門 新左衛門

卯左衛門

今西七郎兵衛 山本甚左衛門

豊岡町名主

由利九十郎殿

5 骨 柳

(一) 〔大坂骨柳問屋専売制触書〕

〔鳥井家公私之日記〕

○豊岡商いの骨柳に関する最古の記事

一 此度大坂ニ骨柳問屋一軒ニ被仰付候ニ付、是迄骨柳
心儘抜売買致、京大坂ニテ売崩し段々下直ニ成、依
之代物ニ手抜等致候故、滞地中買畢竟当所ノ産物衰

申候様ニ成行、損失多候故、右ノ問屋此度御改被仰
付候、

一 骨柳寸尺昔ノ定法ノ通、定木ニ焼印付御渡被成候、

（骨柳）
コリ仕込売買等右ノ定木ニテ致可申候事、

一 コリ中買株人別米屋七五郎・立野屋長兵衛・高松屋

又四郎・妙楽寺屋文次郎・茶屋喜右衛五人へ被仰付

候、

一 銘々為登荷物札場ヨリ送り状申受、大坂へ為登可申

候テ右送り状無之荷物ハ抜荷ニ候間、中買株遂吟味

仮名薄ニ候ハバ、^{（おちど）}越度ニ可申付候、

一 コリ買出シ義ハ是迄通、出精ニ買取可申事、

一 中買ノ内コリ地払ニ致者有之時ハ札場ヲ以札場へ買

取可申候、他所者へ売申義ハ相止メ、其直段ヲ以札

場へ買取可申候、

一 在々ニテ中買候者共、時ノ相場ヨリ下直ニ買可申ト

申者有之ハ、札場へ其段可申出候、時ノ札場ニテ札

場へ買取、在々手支ニ成不申候様ニ取捌可遣候、依
テハ他所ニコリ売申義堅停止申付候、

一 大坂問屋ニオイテコリ取捌為組来春ヨリ江戸表ニモ

見遣出シ申候、捌方能相成候へバ町々在々為ニ相成

可申事ト被存候、尤コリ細工物等ノ義ハ中買株ヨリ

江戸売先手支不申様ニ可致段申出候、

右ノ通当所商売方手広ク為可成申付候、下々出精相働

可申候、尤近辺他領ノコリ師勝手ニ相成筋ニ候ハバ豊

岡へ持出売買可致候哉、其向寄合可申返哉、損得ノ義

故勘弁可有之候、已上

(宝曆十三年)
未十二月六日

御郡方

在町

大庄屋中

名主

(二) 「骨柳売買禁令」 「鳥井家公私之日記」

文政五年四月十七日

一 骨柳商売ノ儀ニ付去年四月并当月相触候通弥堅可

相守候事、

一 兼テモ相触候通骨柳商売ノ義ハ御当地第一ノ産物ニ

候へバ他向ヨリ相頼候共教候義ハ勿論、縁懸・藤引

等ニ至迄堅多分ノ利徳有之候共致遣候義決テ無用ノ

事ニ候、商売衰微相求候道理ニ候間、得ト可相心得

候、

一 骨柳直売ノ義兼テ申付候通堅停止ノ事、

但、飯骨柳ノ義ハ以来直売差免候間勝手ニ商売可致

候、尤他向ヨリ被頼候共飯骨柳縁懸ケ藤引等ノ義ハ

大骨柳同様停止ノ事、

右ノ趣相触候間急度可相守候、万一利徳ニ相抱リ紛敷

義致者有之候ハハ仲問ヨリ可申出候、若隠置、外ヨリ

世 於相知ハ仲間ノ者迄急度曲事ニ可申付候、
近 右ノ通町人へ可相触候、尤骨柳師共請書可差出候事、

(三) 〔大坂向骨柳専売強化願書〕 石田松藏氏藏

○慶応二年、大坂向けに骨柳製品を出荷している骨柳師仲間二
十五軒は、問屋を結成し、規定書写を添えて奉行所に専売の
強化を願ひ出た。

(上書)

上 願書

老通

乍恐奉願上口上の覚

一 当所産物骨柳年来大坂行商売仕、以御陰を仮成渡世
仕、有がたく仕合奉存上候、然る処当年に至り諸色
格外大高直(他)に相成、銘々共元仕入は大坂表の引合捌
方区々相成、自然口銭等も相進不申、只今の振合に
ては渡世に相抱(物)り一統当惑難渋仕候、右に付此度仲
間申談一手に仕大坂表へ篤斗引合方仕候にても口銭

相進、元仕入方立行候様仕度奉存候、甚以奉恐入候

へ共大坂行骨柳師人別仲間問屋相立候儀乍恐奉願上
候、御免被為仰付候へば難有仕合奉存上候、尤仲買
懇談仕規定書写奉御高覧に入候、依て甚些少の儀に
は御座候へ共、為御冥加銀式拾枚宛上納奉仕度奉存
上候、何卒格別の御慈悲を以骨柳師問屋名目御免の
程、人別惣代連印を以奉願上候御事、

右の趣宜敷被為問召訳願の通御間濟被仰付被為成下
候様、偏に奉願上候、以上

慶応貳年寅十月

惣代

高松屋

彦右衛門

壺屋 義右衛門

御奉行様

(四) 〔大坂向骨柳専売強化規定書控〕

木和田理氏藏

(上書)

規定書控

骨柳
仲買中

規定

一 此度大坂行骨柳師問屋御組立に付、持歩運候人別於
町方仲買式拾五軒の外、賃掛屋たりとも問屋買受の
義無用の事、

一 在方大坂師御連中は迄御仕入の人別は別段の事、其
外在方の者新季骨柳問屋へ差出御買取の義、決して無
用の事、

一 在方仕来御仕入の義も追々手薄相成候様御取計御承
知置可被下候事、

一 骨柳問屋直段大坂表相場を以御買取に候へども或は
他国行船手又は在方編出しの模様を以、天情自然の
相場任、振合仲間の内可然人と示談の上相場相定相
違無之候様懇に申談、御買取被成候段御承知置可被

下候事、

右の条に各々様御承知候はば表向問屋義御免実意を
以御互に商売立行候様仕度、万々一前書相違仕候節
は何時にてても破談願出候義規定仕候、依て以連印取
換一札、仍て如件、

慶応二

丙寅十月

骨柳屋 重次郎

九日屋 周 平

万屋 喜三郎

柴屋 友次郎

大磯屋 義 八

梶原屋 庄三郎

田丸屋 義三郎

米屋 伝次郎

岩井屋 勘右衛門

柳屋 義平治

田中屋 喜 平

丹後屋 幸三郎

大和屋 義惣平

丹後屋 八郎治

大和屋 忠右衛門

名和屋 村右衛門

梶間屋 源三郎

油屋 甚右衛門

魚屋 新三郎

金剛寺屋 武左衛門

陰屋 弥兵衛

現銀屋 宗左衛門

小松屋 弥三郎

木綿屋 五三郎

野上屋 文兵衛

大坂骨柳師

問屋中様

6 諸工・諸職

(一) 瓦職・鍛冶職

(1) 〔瓦土取差留願書〕 佐伯洋三氏藏

乍恐奉願上口上ノ覚

一 瓦師商売ノ儀、私共祖父八左衛門ヨリ先年初テ御願
奉仕候処、奉蒙 御免、依之土御運上トシテ金貳歩
年々御上納仕来リ家業相続仕、難有仕合奉存上候、

然ル処先年山本村・湯島村両所ニ新ニ瓦師出来仕、

御領分ノ内瓦土取入ニ付商売躰指支申候故、其段御

届ケ申上候処御聞濟被為 成下 御領分ノ内土取申

候義御停止ニ被為 仰付、依之土御運上金貳歩ノ処

銀式枚指上候様被為 仰付、是又奉畏候、又候、去